

芦屋市 総合戦略

We love
ASHIYA



目次

1. 人口ビジョン及び総合戦略の策定趣旨	2
(1) 背景・目的	2
(2) 総合戦略の位置づけ	3
(3) 総合戦略の計画期間	3
2. 本市における地方創生の考え方と目標	4
(1) 地方創生の考え方	4
(2) 人口の目標	5
(3) 総合戦略の基本目標	6
(4) 取組の体系	7
3. 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承していくための取組	8
(1) 良質な住まい・住環境の形成	8
(2) 地域における医療・福祉の充実	14
(3) 安全・安心なまちづくりの推進	18
4. 若い世代の子育ての希望をかなえるための取組	24
(1) 妊娠・出産・子育ての支援	24
(2) 教育環境の充実	28
5. 基本目標における重要業績評価指標〔KPI〕	33
6. 総合戦略を実行していくために	35
(1) 総合戦略の推進体制と進行管理の仕組み	35

本文中、「*」を付している用語については、「参考資料」の用語説明の対象としているものです。

1. 人口ビジョン及び総合戦略の策定趣旨

(1) 背景・目的

○「まち・ひと・しごと創生法」が施行、公布【平成 26 年（2014 年）11 月】

以下、3点を目的としたまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法が施行、公布されました。

- ・少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

○国が「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・創生総合戦略」を策定

日本の人口の現状と将来像を示し、人口減少に関する問題を明らかにする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されました。

- ・「まち・ひと・しごと創生法」は各自治体に対して、平成 27 年度（2015 年度）中の「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を努力義務としています。

本市においても、これらの課題に取り組む必要性を踏まえ、

- ◆「芦屋市人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という）
- ◆「芦屋市総合戦略」（以下、「総合戦略」という）

を策定します。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要

◎基本的な考え方

①人口減少と地域経済縮小の克服

②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

◎今後の施策の方向

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環、それを支える「まち」の活性化

「しごと」

「雇用の質・量」の確保・向上

「ひと」

有用な人材確保・育成、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援

「まち」

地域（中山間地域等、地方都市、大都市圏等）の特性に即した課題の解決

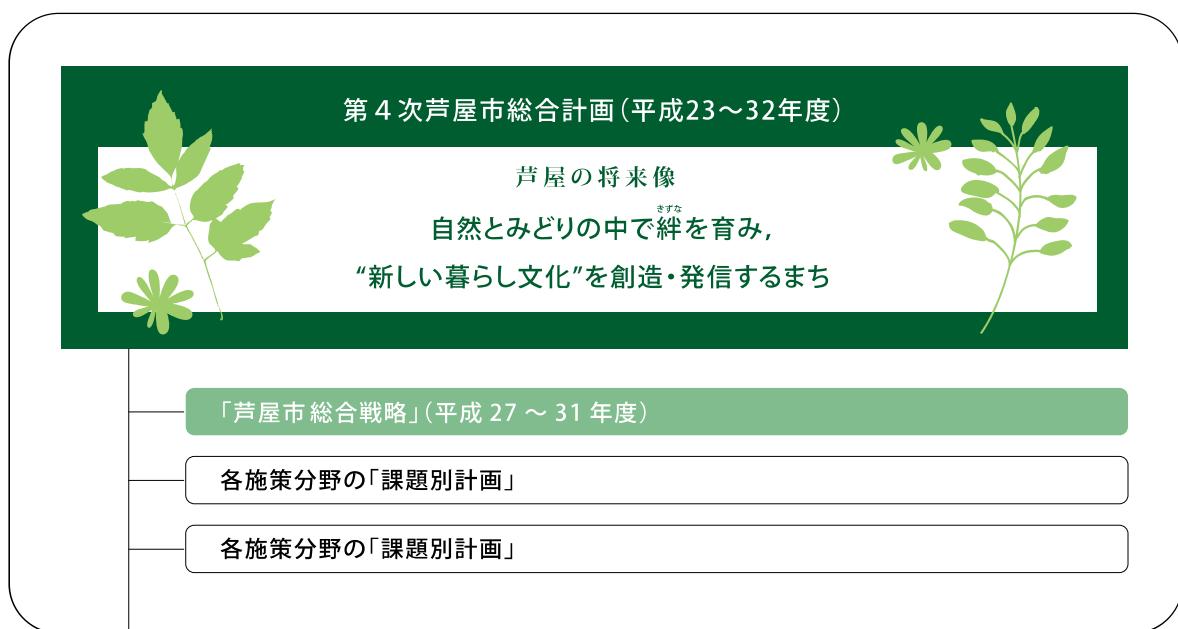
（資料）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局資料

(2) 総合戦略の位置づけ

○総合計画との関係（課題別計画としての位置づけ）

本市では、「第4次芦屋市総合計画」を最上位計画とし、各施策分野の課題別計画とあわせてまちづくりを進めています。

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に定められる「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものであり、各施策分野の課題別計画の一つとして位置づけるものです。



(3) 総合戦略の計画期間

○計画期間は5年

本市が策定する総合戦略の計画期間は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と同じ、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年とします。